

利府町スポーツイベントボランティア募集要項

1 目的

この要項は、本町が主管するスポーツイベント（以下「イベント」という。）で活動するボランティアの募集について、必要な事項を定める。

2 名称及び募集主体

ボランティアの名称は、利府町スポーツイベントボランティア（以下「ボランティア」という。）とし、募集の主体は、利府町とする。

3 登録期間

登録の期間は、年度単位とする。

4 募集要件

町内・町外に関わらずイベントに興味関心がある高校生以上の者とする。
ただし、高校生の者が応募するときは、保護者の同意を必要とする。

5 登録・変更・取消・更新・抹消

- (1) 町は、募集要件を満たした応募者をボランティアとして登録するものとする。
- (2) 登録を受けた者が登録内容の変更または取消をしようとするときは、本人が町に申出を行うものとする。ただし、高校生の者にあつては保護者の同意を必要とする。
- (3) 町は、登録期間終了前に、次年度の活動継続の意向を登録者に確認を行う。継続の意向が確認できた者は、引き続きボランティアとして活動することができる。
- (4) 町は、次のいずれかに該当する場合は、登録を抹消することができる。
 - ①ボランティアがイベントまたは町のイメージを損なう行為をしたとき
 - ②活動に支障があると判断したとき
 - ③活動継続の意向が確認できないとき
- (5) 登録が抹消されたものは、再び登録をすることはできない。ただし、第3号の場合で、活動継続の意向が確認できた場合は、この限りではない。

6 応募方法

応募は、参加申込専用フォームによる入力または電話にて行うものとする。

7 活動内容

活動の内容は主に次のとおりとし、具体的な活動内容については、別途定める。
なお、活動にあたっては、登録した者の中からスポーツイベント毎に希望者を募る。

- (1) スポーツイベントの運営及び補助に関すること
- (2) 競技運営及び補助に関すること

8 活動人数

町は、イベントの内容に合わせて、活動人数を決定する。

9 報酬及び交通費

活動に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。ただし、活動が長時間となる場合は、必要に応じて弁当等を支給する。

10 保険

活動にあたっては、死亡または身体障害（後遺障害を伴うものにかぎる。）もしくは入院、通院を伴う障害を被った場合、町が加入する「全国町村会総合賠償補償保険制度」を適用する。ただし、故意、病気、自然災害等による災害は対象とならない。

11 個人情報の取扱い

登録者の個人情報については、町が大会準備及び運営のために使用するものとし、法令及び利府町個人情報保護条例の規定に基づき、適正に管理する。

12 その他

この要項に定めるもののほか、ボランティアの募集に関して必要な事項は別に定める。